

# 議事

## 第一日

多田房之輔氏司會の下に、午後一時開會。全員君が代合唱、議長の勅語奉讀、續いて議長の開會の辭。(別項)來賓祝辭。(別項)次いで多田氏より「今回幼稚園令の制定公布されたる時、多年斯道の爲盡力されたる方々に對し本會として其巧勞を表彰したい。人選については數回集會し審議して東京一名、大阪一名、神戸一名となつてゐるがそれらは一切、會長を信任して之に一任されたし」との提議。滿場一致相手を以て迎へられ、議長 大會の決議によりまして功勞ある三名の方 膳まさ子君、田中房子君、望月くに君の表彰を致したいと思ひます。

野口氏表彰文朗讀と共に議長より記念品贈呈、終

つて膳まさ子君の謝辭。(別項)次いで關屋普通學務局長の講演。(別項)終つて五分間休憩の後、議事に入る。

議長 (野口氏代理)

最初に聲明書につき御協議を願はうと思ひます。此際、幼兒教育尊重の聲明を本大會の名を以て出したいと思ひます。只今局長のお話にもあつた通り我國今日の教育を達觀すると、小學校教育は外國のに比較して劣らぬ實を上げてゐると思ふが、幼兒教育に至つては殆んど比較にならぬ。ヨーロッパで、最も其數の少いといはれるイタリーに比べても其十分の一にも足らぬ現狀であります。女子師範附屬の幼稚園を廢するといふ事實もありますし、大都市などにてても此方面は兎角繼子扱にされてゐると思ふ。此意味から考へて、内容充實を計るは勿論必要だが、

茲に幼時教育尊重の聲明をなし、天下の聲を高め、尊重の輿論を作るには、極めて適當な時機だと思ふ。原案は出してあるが、字句の訂正等はあるにしても、兎に角、聲明書を出すことは満場一致で賛成されたし。

五〇三番(天門成章氏) 感を同じくする者であるが、之について一々話してゐてはきりが無い。

委員附托にしたい。

議長 委員附托の意見が出ましたが――

四六八番(中村桂堂氏) 一寸はつきりしないが、聲明書を出すことの可否を委員に附托してきめるのか、又は字句の訂正等を委員に附托するかどちらでせうか。

五〇三番(天門成章氏) 字句の修正です。

四六八番(中村桂堂氏) それなら賛成です。

(採快の結果、委員附托。委員の指名、數等議長一任となる)。

## 第一號議案

### 幼稚園の普及發達せ

#### しむる方案如何

1. 地方廳に對し幼稚園の設置を獎勵し特に地方の狀況に應じて文部大臣訓令の趣旨に準據し大に社會事業的職能を發揮せしむる事。
2. 大都市(東京、京都、大阪、名古屋、神戸、横濱)に對し入園希望の幼児を收容するに足るべき幼稚園の設置を獎勵すること。
3. 託兒所は其の施設を充分にしなるべく幼稚園の組織を取り幼児保育上遺憾なきを期すること。
4. 道府縣女子師範學校には必ず附屬幼稚園を設置するやう師範學校規程を改正すること。
5. 幼稚園の設置は當分の間成るべく簡易にし漸

次その設備を完成して幼稚園令並に同令施行規則の示す所に適合せしむること。

6. 私立幼稚園には市町村をして補助金を支出せしむる規定を設けること。

7. 府縣當局は幼稚園の設置保姆の養成保姆檢定等の處理に關しては學事關係官吏に於て出來得る限の便宜を與へ幼稚園教育の助長發達を圖ること。

8. 一般社界に幼兒教育の精神を普及せしむる爲左の方法を取ること。

(1) 幼稚園關係者は講演會展覽會等を開催して父兄其の他一般社界をして幼兒教育の必要を熟知せしむること。

(2) 幼稚園又は保育協會等は幼兒愛護デーの如き適當なる方法により幼兒教育の必要を宣傳すること。

(3) 幼稚園の保姆並にその關係者はなるべく各

種教育團體に加盟し一般教育者をして幼兒教育を了解せしめその振興に努むること。  
(4) 本會の名を以て各種教育團體に今後大に幼稚園教育を重じこれが普及擴張に盡力せらるるやう交渉すること。

#### 附記

八項第二號の幼兒愛護デーは本年十一月幼稚園創立紀念を以て全國一齊に舉行することを希望する。

説明(田中三郎氏) 此案の提出には他に原案調査委員がありますが、私が代つて申し上げます。案の根據は今回幼稚園令の改正を見ても、大臣の訓令を見ても、わかることだし、又幸ひ本席では更に徹底的に先刻お話をきいたので、私のいふことは殆んどつきてゐる。且つ本席に出席された方々はどなたも多年希望してゐた事で、之について、私が説明役を仰せつかつても甚だ

心苦しい位であります。

即ち本案の精神とする所は現状のまゝでは不十分であるといふのである。昨年の調べで公私合せて九三三といふ数は極めて少い。園児の數も漸く八萬を數へるのみである。誠に大海の粟粒とでも申しますか、全く吾々の考からすれば問題ではない。其普及發達は我れ人共に望む所である。

私の信ずる所では幼稚園教育は國民教育から申しましても、國民の體質から申しましても國家的に大事な事である。義務年限延長も來年は實現されさうな時、其徹底は幼兒教育に俟つ者が多いと思ふ。或は之は下への年限延長だとも見られる。(以下原案の各項について説明—略)

**議長** 議事は普通の議事規則によりまとめた方が都合がよいと思ひます。一讀會、二讀會三讀會の順を経てやることにします。

一三三番(相川勝太郎氏) 甚だ結構な案だが、決議したゞけでは何にもなるまいと思ふ。又中には大分本會として權限違ひの點がないでもない様だが、中でも、一、二、四、五、六、七項などは建議でもするつもりですか。

**田中氏** 實行を期してゐるので、御希望によつては建議もいたします。

二九一番(西茂太郎氏) 可とか否とかをきめる性質のものではあるまい。よく慎重に協議して意見をまとめねばなるまいから委員でも設けてやらねば實際があるまい。

四一七番(梅良造氏) 一、二、三項は極めて結構で、同意見だが、この幼兒教育機關を設置するについて各種團體——愛國婦人會、赤十字社等——について話し合はせては見なかつたか。

**田中氏** さういふ方面の幼稚園設置は從來の通り自由によつてもらふつもりである。市町等に義

務的にやるがいゝのだが財政が許さぬものだから。

四一七番(梅良造氏) いや私の問ふのは、自由團體に設置の勧誘することは話に上らなかつたといふことだ。

田中氏 それについては話合せはなかつた。

二九一番(西茂太郎) 大體に於て原案賛成である調査委員にまとめることを賛成されたし。

三六八番(足立由三郎氏) 私立幼稚園に市町村から補助を出す様にとの案だが、名古屋市では現在出している。本案は出してゐないことを前提として提出されたものか。又出すにすれば年額の幾分の幾つを出すといふ風にきめるのか。

田中氏 強ち出してゐないといふ前提からではありません。名古屋市で出しているのなどは實に結構なことである。尙、支出の率を定めるなどの考もない。一般的に考へたものである。

一三三番(相川勝太氏) 細かい點だけでも私にはわからんのでたづねますが、第一項の……：

文部大臣訓令の趣旨に準據し大いに社會事業的職能を發揮せしむる事といふのは一體どういふ意味で、發揮せしめるは何へかかつてゐるのかも一度説明してほしい。

田中氏 子女の教育に心を専らにする能はざる時益々幼稚園教育は必要になつて来る。父母共に勞働に服する時にはどうしても其子供の保育をしてやる幼稚園がなくてはならぬ。そんな方面から生れたものである。

一三三番(相川勝太郎氏) 私のおたづねはそんな方面ではない。此文から眺めると地方廳に要求するの、幼稚園に要求するの、文の意味が不鮮明である。

田中氏 地方長官を通して獎勵してほしいといふのです。現在の狀況にあつては文部大臣の訓令

も不徹底だから法の上でやつてほしいのである。社會事業的職能については、入園させたくても要求に應じ得ないことがあるので、そんな點につき……

相川氏 露骨に申すと入園の希望者に費用のかゝらぬ様に入園出来る様にするのを、勧誘する様に地方廳を働かせるといふのですか。

田中氏 保育料其の他費用の點も十分考慮して……(發言中、相川氏、もうわかりましたと言葉あり。)

四四〇番(竹内十太郎氏) 普及と發達とは關係の深いものである。施行規則三條の規定も必要なことと思ふが、これでは實際家が困りはせぬかと思ふ。此點については文部當局の意見もききたい。又本案作成の時それが議に上らなかつたかどうか、それも併せて承りたし。

田中氏 人數も少く、組も少いのを希望するので

す。通園の上からも、小園の散在することが望ましい。しかし實際を考へると集中主義にならねばなるまい。文部省の方でも特別の事情のある時は二〇〇人を認めてゐる様だが、其點では文部省の方からお話がありませう。文部省の清水福市氏登壇。

清水福市氏 人數につきましては一二〇人を超えてはならぬ。特別事情のある時は二〇〇人としても二〇一人になつてはいかぬといふ様なことはない。之はかくあらねばならぬといふ根據はない。舊令でも此數であつた。實は少い程効果が高るのであつて、只今の御發言が、人數を多くしてほしいといふのであつたら初耳である。約二〇〇人とか約四十人としてゐる。約といふ字などを妙用されたら極めて妙であらうと思はれる。

二三四番(矢野靜二郎氏) 提案の説明も聞いたし

文部當局の意見も述べられたしするから、進  
上委員を設けて具體的な成案を得たい。委員の  
數等は議長に任せるとして委員は私立の方から  
も上げてもらふことを希望としてそへておきま  
す。

六二三番 現在無資格者が相當に多い様だが、保  
姆の檢定につきて何か具體案をもつてゐるか又  
高等女學校を卒業して一年の經驗ある者に資格  
をくれるといふことは實際に困難がありはせぬ  
かと思ふが、當局の此點の意向をきいたし、

田中氏 當局といはれると工合がわるいが、提案  
者として説明します。之は現在及び將來の爲に  
希望するもので、此際特に此れに便宜を與へて  
ほしいといふのは先程のお話でわかると思ふ。  
公私共に無資格者が多いので、吾々は將來實力  
あるものを養成したいと思つてゐる。施行規則  
を見ても親切な態度はわかつてゐる。従來多年

の功勞ある者を有資格者に直さうとする精神は  
よくわかつてゐる。だから、審査の時多少どう  
かといふことがあつても、出來るだけ善意に扱  
つてほしいといふのである。具體案といふ程の  
ものもつてゐない。

五〇四番(高田龜市氏) 皆結構だが、中で四項は  
之を案として眺めるだけでは何等効果はあるま  
いと思ふが、之は如何であるか。

田中氏 作成する時、或物は建議案にし或物は社  
會に宣傳するとして別々にしてはとの意見もあ  
つたが、議題が餘りに多くなるので一括したも  
ので、實行に關しては十分に方法を考究してい  
たい。

二〇三番(岩内誠一氏) 案の精神は結構だが實際  
的功果を心配してゐた。が、今のお話で了解す  
ることが出來た。建議なり、宣傳なり、之はす  
べて議長の取計ひに任してはどうか、本案に對

して反對意見はあるまいと思ふが、

議長 本案を二讀會に移す前に委員に附托して審議さすか、直に二讀會に移して逐條審議するか決をとりませう。

二九一番(西茂太郎氏) 意見を述べさしてほしい。

逐條にやつては時間をとるのみだと思ふ。

三二七番(中川四一氏) 二讀會に移すのかどうか

明瞭にしていたじきたい。

二九一番(西茂太郎氏) 委員附托賛成。意見を述べ

べてよろしいか。

議長 まだです。決をとりませう。

委員附託説少數にて否決。

## 第一號 議案二讀會

二九一番(西茂太郎氏) 本案には普及については

意見を拂つてゐるが發達の方面には何等心を用ひてないやうだ。進歩發達と普及發達とは意味

が反對することがある。普及の爲に設備等を簡單にする爲却つてその發達を妨げることがある發達につきては、第二號議案でも出るだらうとは思ふが、實は私も緊急動議を出すつもりでゐた。も少し内容改善をはかり設備を完全にしなければ却つて粗製濫造になるかもしれぬ。當局の度量には賛成するがもつと活眼を開いてやつてほしい。當局に於て調査研究なども力を入れてやつてほしい。外國がどうかうだといふけれども、吾々は其事情も知らない。小學教育と幼稚園教育とは關係が深いとは知つてゐるが、其根柢の理論はくはしくは吾々は知らない。女の視學をおいてもらふ希望もある。そして保姆を丁寧親切に指導してほしい。今日の視學は盲目同然だ。も少し眼のあいた視學をおきたい。

議長 もう既に豫定の四時にもなりましたが、御意見のある方は出していただきたい。



二〇三番(岩内誠一氏) 議長に於て適當に取計つては如何か。

六二三番 ゆつくり考へたがいと思ふ。今日いかねば明日も明後日もあるので。委員附托にして研究してもよい。

議長 委員附托は只今消滅してゐます。

二九一番(西茂太郎氏) たとひ一讀會で敗れても二讀會で又委員附托説が成立すれば之を採用せねばならぬ。あまり議長は潜越である。

三五番(沼田藤次氏) 範圍も廣いので、中には建議案にしたがいゝものがあるかも知れぬ。少數で審議しては如何か。委員附托説が一讀會で敗れたとしても何等かの方法は講せられぬか。

議長 決をとつて見たいと思ひます。

(委員附托説 少數)  
(議長一任説 少數)  
いづれも成立しない。それでは議事を繼續してゆかませぬ。

一三三番(相川勝太郎氏) 第一條を削除したい。

地方廳に獎勵するといふも變だし、もし必要ならば第二條に書き加へればよい。

二九九番(西川修氏) 會の形勢を見まして本日之を決議することは穩當でない。委員を設けて審議するも一つの方法だし、全部徹廢して集つた者でやり直すのも一法である。今決議するのは尙早である。一號案は、將來實施する上に最重要なるものである。之で本日は解散することにして、明日に延ばすことにしたい。

議長 明日に延ばすことに賛成者がある様だが此の採決をいたします。

(多數にて明日に延ばす)

聲明書の調査委員指名

五、七、八、二九、二〇三、二四四、二六六、  
二八三、三三七、三六九、三八八、四二四、四  
五八、五〇三、四六八、以上

## 第二日

(午前九時三十分開會。議事に入る前に歌舞伎座観劇のことについて委員より説明あり)

## 第一號 議案第二讀會(續)

二九九番(西川修氏) 希望を述べたいと思ふが許していただけるでせうか。

議長 一號案に直接關係がなければ、他の機會に發言を願ひたい。

三三六番(森島順之助氏) 第四項に師範學校規程を改正する様とあるが、女子師範に幼稚園を設けて研究された處で、只今の規程では卒業後義務年限を終つてからでなければ幼稚園にはいられない。先年、奈良の養成所を出て來た者の奉職について義務年限内だからとて他府縣へ出すことはならぬといはれたことがある。で、師範學校令の中に、希望によつては卒業後直に幼稚園に入ること

を得るといふ條項を加へたい。これら字句の訂正はそちらで適當に扱つてほしい。

四六八番(中村桂堂氏) 一項から八項迄をそれど、文部省なり地方長官なりに申して適當の處置をとることにしたい。建議なり何なり各條項に渡つての取扱は議長に一任したし。

二三四番(矢野靜二郎氏) 字句の點から、議題が適當でないと思ふ。一項から八項迄を見るに議題にそふかどうかわからぬ。第一項などでも地方廳に獎勵するなど、はたして妥當であらうか字句の訂正を要すと思はれるが之は議長に一任して進行させたい。

五番(田中三郎氏) 至極尤もだと思はれるが之は文部省からいへば獎勵で、本會からいふならば自然かはつて來るだらう。

二九一番(西茂太郎氏) 調査委員附托といふことは出來ないか。

議長 ないことになつて二讀會に入つてゐるから  
出來ない。

二九一番(西茂太郎氏) 第八項の一般社界とある  
が普通の社會と趣が違ふのか。(議長—まちがひ  
です) 又議題は普及發達せしむる方案といふの  
であるに拘らず、普及の方面のみで、發達の方  
には及んでゐない。こんな杜撰なものに任せる  
よりは委員に調査せしめることがよいと思ふ。  
普及の點はわかるが、發達の具體案を御説明を  
願ひます。

五番(田中氏) 一つには、幼稚園そのものを普及  
せしめる意味あひの發達をも含んでゐる。内容  
については第二號案に保母の養成の件も考へて  
ゐる。内容發達を希望することも吾々も同じだ  
が、こゝでは主に、設置の普及發達を考へたも  
のである。

二五六番(布村ヨシ氏) 一方からいへば新令は有難

いものだが一方、幼稚園の仕事をしてゐるとい  
はれる託兒所の事などは含まれてゐない七項の  
檢定等の點で、託兒所の方も考へて貰ひたい。

四番(多田房之輔氏) 委員の一人として七項につ  
いて説明します。託兒所のみならず、今度の新  
令は私立幼稚園については一體どこが有難いか  
とも思はれる。私立幼稚園や託兒所については  
穩かでないと思ふ。幼稚園設立の出願に對して  
果して官吏は親切にやつてゐるのか、まるで警  
官の態度ではないか。殊に保母は幼稚園の死活  
を制する問題であるが、其檢定についても、當  
局では大いに嚴格にやらねばいかんといつてゐ  
る。檢定は願ひ得るといふのであつて、何も特  
別に資格をくれるといふのではない。託兒所に  
限らず、幼稚園でも資格は得られぬは同じこと  
だ。只今の御心配も十分力はつくしてみるが、  
此種の御希望を述べていたゞけば十分に盡力は

してみようと思つてゐる。別に私立の方のみで集つてみてもよいかとも思ふ。

二一〇番(赤澤元道氏) 私も私立幼稚園の數十のものに關係してゐるが、其幼稚園にのみ適用される保姆として地方長官で認められてゐた者が新令では資格を失つて來ることになる。これは或點では發達を阻害する者があると思ふ。そして其檢定の取扱ひなどでも随分地方によつて雜多であるが之を萬遍なく不公平をなくする様文部省に建議してほしい。私立の人々の會をおこすことには私は大賛成である。

番外(倉橋惣三氏) 只今お話のありましたことは私立幼稚園と託兒所との二つだと思ふ。私立幼稚園の問題については、法令の解釋上何ら問題はない筈で、只今の様なことが法令の上にあつたら明かな誤りで、新令にはそんなことはない筈である。若しありとすれば大いに力をつくさな

ければならぬ。

七項については、高女卒業者で一ケ年幼稚園に在職した者従來保姆の資格ある者で三ケ年在職した者には皆保姆の資格を與へることになつてゐて、當局の意見をきけば、實際の經驗を餘程重んじてゐるので、其幼稚園に對しては監督官廳で適當の判定を下すことになつてゐる。其際、監督官廳の態度は大切なことと思ふが、しかし法令上、公立私立で寛嚴ある様では國家として甚だ不合理である。若し私立なる故に如何といふことがありましたら全國幼稚園關係者は諒解し合つて力を協せて大いに其の不合理を鳴らしたい。如何に公立でも内容不充實で、奉職の態度もいけなないならば資格を與へることは反對である。私立なるが故に如何によくても資格を與へぬとは大問題である。法文上、私立幼稚園のことは何ら問題はないと思ふ。

託兒所のことは何ら法令に基いてゐない。少くとも文部省の管轄内におかれることは今迄なかつたので、法令上、託兒所のことを今度入れなかつたのは當然の理路である。若し之を入れるとすれば、從來何ら法令になかつたもので、其定義も出來てゐぬので、直に之を法令に入れ得ないことは承知されたい。しかし事實は内容實質に於て幼兒教育の仕事をしてゐることは大なるものがあつて、又新令によつて其効果を上げることも益々大なるものがあると思ふ。

託兒所の方は今日は措いて、幼稚園の方からいふと、よい保母を澤山に得ることを望んでゐるのであつて、單に氣の毒なるが故に同情的に免許狀を與へるといふ感情的の見解はとらぬ。けれども只今はよき保母を多數作りたい時なるが故に、現に内容の同一なる託免所があるとすれば、そこにゐる人をも何とかしたいと思つて

ゐる。幼稚園保母になる資格ある人が託兒所にゐるとすれば、本人は望まずともこちらから積極的に資格をとつておいて貰ふ様にしたいたいと思つてゐる。之は託兒所からの依頼からでもなく同情といふ様な失禮な見解からでもなく、國家の問題として考へたのである。處で本案を出すことは考へ迷つた末であつて、若し託兒所を入れるとすれば、法令上非常に遺憾な點があるのに入れぬことにしたものである。

二六七番(石野喜十郎氏) 色々お話を承りました。從來の保母なりし者が三年經過すれば資格を得るといふのは明かに既得權をとることだと思ふ。從來得てゐた保母の職を奪ふは虐待ではないか。全く氣の毒である。今日の所止むを得ないといへばそれまでだが、檢定を願ふにしても戸籍謄本や身分證明書など入用で、戸籍もさう簡潔にはゆかぬし、身分證明など願つても、之

を警察へ廻してそれから復命して来るのである。市長の監督の下にある幼稚園保姆の身分證明をとるに警察署の力を借りるなど、一體便利をはかるといつてもどこが程度だらう。身分證明など原簿があつて昨日迄直接監督してゐたのでわかりきつてゐるものだ、一切そんなものは不用とする様文部省へたのみたし。

五〇四番(高田龜市氏) 煩雜をさけて、一項一項如何にするかをきめようではないか。

二九一番(西茂太郎氏) 一視同仁とのお話が、あつたが法を活かすも殺すも地方長官の手の中にあること故、よく其心がわかる様、も一度地方長官に訓令を出してもらふ様にしたい。我々が歸つて此の會の決議を話した所で、地方長官は自己の権利でやるんだといへばそれ迄だから、其の意のある所を徹底せしめる様にしたい。

七八番(稻垣實秀氏) 單に手續を履まないといふ

だけで資格ある者が無資格者になるのは餘り同情がなさすぎる。いつまでにやるのか、如何にするのかその取り扱ひ方等もしらしてほしい。五月十二日となつてゐる様だがその通知なども少し親切に知らしてもらひたい。そんな手續などがわからなかつた爲に、無資格者とするのは今迄の功勞を無視したものである。それらの指導を丁寧にして下さることを望む。

四番(多田房之輔氏) 倉橋氏の明快なるお話と各位の御意見で、私の意見と一致してゐると思ふ七項は重大なもの故之からとりはなして保姆の養成などは別に決議案を作らう。そして場合によつては當局に具申してもよろしい。

五二三番(和田辨瑞氏) 七項については特別委員を擧げて文部大臣を訪ひ決議をつきつけて反省さす様にしたい。

議長 御承知の如く、教育問題については建議は

(三讀會に入り異議なく可決。字句の訂正等は大會の委員に一任のこと。)

## 第二號議案

### 保姆養成及び修養の方案

一、女子師範學校に於ける保育に關する教育を充實すること。

二、女子師範學校に保育の研究及び實習に資するため附屬幼稚園を必設するやう師範學校令を改正すること。

三、各府縣に高等女學校卒業を入學資格とする保姆養成機關を設けること。

(イ) 其の年限は一ケ年とす。

(ロ) 學科目は修身、教育(教育學、兒童心理、低學年教授法、及管理法大意、保育(保育法、育兒法、保育項目に關する事項の實際) 圖畫、

山の如くあるが一々が實績を上げてゐるとはいはれない。決議と建議とはさう大して違はない建議でもそのまゝになることもあり、又此處で決議したものでも、新聞や雜誌等にも出るし、我々も諸君も大いに輿論の喚起に努めるし、當局も亦之を考慮してくれることは同じことだ。新聞雜誌によるのみでなく、各府縣當局へも之を申し込み、實行になる様に盡力されたい。四六八番に相談しますが、各條項建議なり何なりするといふのは、各項につき一々この席できめるのですか。

四六八番(中村桂堂氏) 可然議長の手でまとめられたし。

議長 格別修正の意見もないと思ふが、一項より八項を、それごとく文部省なり地方廳なりへ申告するとして賛成の方は舉手を願ひます。(多數にて決す)

手工、音楽、遊戯、理科、衛生、社會事業  
大意等、

(ハ) 保育實習を十分に行ふこと。

四、女子高等師範學校の保育科を擴張し、更に研究科を設けること。

五、高等女學校の高等科の教科内容を、幼稚園令施行規則第十條第三項に合するやうすること。

六、各府縣に於て定期的に保姆講習會を開催すること。

七、各府縣に於て速に保姆檢定講習會を開催すること。

説明(土川五郎氏)

新幼稚園令の趣旨と文相の訓辭とに考へて保姆の補充並に内容充實が必要である。又正教員と同等の資格になつた點から考へると保姆の修養は今日以上に必要であらう。之が本案を出した理由である。第一項については、女子師範卒業

者は保姆になることになつたが、實際を見ると保育といふ科目もあるにはあるがほんの二、三頁であつて保育の知識は殆んど皆無といつてよろしい。だから向後保育を教育科の中で十分にしたいといふのである。二項に對しては、各校に必設しなければ効果は上げ得ない。之によつて各府縣の保育の聲を高め實習を十分ならしめ各府縣幼稚園事業の中心をなす様にしたい。三項各府縣の需要を充す爲に之も設立したい。

(ロ)の遊戯といふのは體操遊戯のことである。

四項、現在東京は二五名、奈良は三七名を收容するにすぎぬが、將來は益々發達する爲に其必要は加はると共に、更に進んで一層の研究を望む者があるべき筈だから、進んで研究科をおく必要を認める、第五項については東京市に其例がある。高等女學校の高等科に於て、實際は音楽を課してゐるのに、規則の上で音楽を缺いて



ゐることになつてゐる爲、保姆の資格を得ることが出来なかつたが、かゝることは各府縣にも相當に多い事と思ふ故一項を設けたのである。

六項の講習會は、保育會などのある府縣はいゝが之のない所では修養機關がないのだから、小學校教師が、縣や郡の主催で開いてゐる様に、將來之は益々必要さを増すことと思はれる。七項に關しては、免許状を得てまた一年しかやらぬ人や高女を出て見習をやつた人等の爲に府縣で講習會を開いて出来るだけ時間等も輕減してやる様にした。

二九一番(西茂太郎) 講習會では文部省でもやつてゐるが、公立に限らず私立の爲にもやつてほしい。昨年、返信料を添へて聞き合せてみたが、期日後であつた爲か、返事もくれなかつたが、もう少し親切にしていたゞきたい。養成修養などについては單に技術の方面のみでなしに内容を

十分に考慮せられたし。尙、資格は向上して本科正教員となつたが、待遇の方は専科正教員である。各位の修養努力が足らぬ爲かも知れぬが大いに指導を仰いで努力して待遇の方も本科正教員と同等にしてほしい。

二〇三番(岩内誠一氏) 1、三項の(イ)の修養年限を一ケ年と定めたい。京都では二ケ年修了でやつてゐるが、之でも時日が少いといつてゐる位である。2、此處に羅列された方案を如何にして實行する考か、この二點につきてきたし。

番外(土川五郎氏) 保姆養成所は一ケ年の處も二ケ年の處もあつて外國では主として二ケ年制である様だが、此には二つの考ふべき點がある。即ち二年でも三年でも勿論完きを期することは出来ぬのだが、一面、成るべく早くして、要求に應じて行く事を考へねばならぬ。だから、一ケ年でこの學科と保育の實際をやつてゆかうと

したものである。この點については文部省に建議すべき性質のものも、各府縣に依頼すべきものもある筈だから御協定に預りたい。

三二七番(中川四一氏) 五項の高等科ではなしに高學年ではないか、高等科では音楽もやつてゐる筈だが、

番外(土川五郎氏) 東京であつた例は高等科であります。兎に角施行規則と合致する様にありたいといふのです。

二六七番(石野喜十部氏) 師範を卒業すると義務年限がありますが、幼稚園の方から希望すれば新卒業生を廻してくれるものでありませうか。又若し出来るるとすれば、俸給は専科正教員なみだから、廻して來ようとしても本人が來ないではあるまいか。

番外(土川五郎氏) 保姆となり得ることになつてゐるから、保姆になつて將來やる時に實際の知

識と技能がなくては困る。又國民教育をやるのに、之は知つておく必要のあることである。廻すか廻さぬかは之は知事の考にあることかどうかともいへない。

二九一番(西茂太郎氏) 第四項、保育科擴張について、從來一般の聲として保育科を出た人は學理の方はいゝが實際の點がいかぬときいてゐたがどれ位の程度で擴張するのか、内容を伺へれば結構である。尙研究科についても其の程度の一斑を知りたい。

番外(土川五郎氏) 詳細なる具體案をもつてゐるといふのではない。年限は一年やつた上更に研究科で一年といふので、別に理窟はない。更に深く研究し、他にも必要なものがあらばもつと研究しようといふのである。

五〇一番(東仁彦氏) 三項にて、多數の學科を一ケ年にやること故、各學科目については凡そ時

間をきめておいては如何か。

番外(土川五郎氏) 時間については具體的の案をもつてゐません。各學科の輕重に應じて參酌するつもりであります。

議長 意見を述べてよからうと思ひます。一讀會だから大體の意見を、

五二三番(和田辨瑞氏) 檢定講習は定期にやるのか、臨時にやるのか。

番外(土川五郎氏) 定期に成るべく速かにです。議長 二讀會に移してよろしいか。

三一二番(清水谷善照氏) すべて至極御尤もに思はれる。讀會省略で、提案者に一任されたい。

(採決の結果、異議なく原案通り可決)

## 第三號議案

### 幼稚園保姆ノ恩給並ニ 年功加俸ニ關スル件

東京市保育會提出

#### 提出理由

從來幼稚園保姆ノ免許狀ノミヲ有シ居ル保姆ハ恩給法ニヨリテ準教職員トシテ恩給ノ權利ヲ與ヘラレ居リシモ同法附則第九十九條ノ爲ニセシノ權利カ一時停止セラレ居ルモ是等ノ人々ハ數十年來熱心ニ保育ノ爲ニ從事シ今日功成リ名遂ケテ今ヤ其職ヲ勇退セントスル者ナキニアラス、此度幼稚園令發布セラレテ夫等ノ保姆モ小學校教員ト共ニ恩給ノ特典ニ浴セントスルニ至リシモ今後更ニ滿十五年モ其ノ職ニアル事ハ到底望ミ得ルモノニアラス、就イテハ斯ル功勞者ニ對シテハ何等カノ方法ニヨリテ優遇スルノ必要ヲ認ム

又從來公立ノ幼稚園ノ保姆ニハ年功加俸ノ制度ナシ、コレハ小學校若シクハ中等學校ノ教員ト比較シテ甚タ不權衡ト認ムルカ故ニ幸ヒ此度幼稚園令カ公布セラレタル機會ニ於テ新ニ幼稚園保姆ノ年功加俸ヲ制定セラル、コトハ最モ適當ノ處置ト信ス、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ其ノ方法トシテハ我々ハ左記ノ方法ヲ採ルヲ至當ナリト認ム

### 第一項

此ノ種ノ保姆ノ恩給受得ノ權利ヲ適當ナル年數タケ以前ニ遡ラシメ得ル勅令ヲ制定セラレタキコト若シ前條ノ勅令制定カ不可能ナル場合ニハ其ノ功勞顯著ナルモノニ限り當該幼稚園設立者ニ於テ該保姆ノ受得スヘキ一時恩給ノ額ニ相當スル勤勞給與ヲ當該設立者ヨリ支給スヘキコトヲ訓令若シクハ通牒ヲ發スルコト

### 第二項

幼稚園保姆ノ年功加俸ニ關シテハ新ニ幼稚園々長並ニ保姆ノ年功加俸令ヲ制定セラレ其ノ加俸率ハ公立學校ノ職員ノ年功加俸率ニ準セラレンコトヲ望ム

右二項ノ實現ノ方法ハ總テ之ヲ全國聯合保育會ニ委託スルコト

全國聯合保育會ハ右實現ノ一手段トシテ此ノ種ノ保姆ノ經歷年齡人員等ヲ調査スルコト

各幼稚園ハ之ニ對シテ十分ノ援助ヲ與フルコト

説明(小川圓次郎氏) 幼稚園令が發布されました

保姆も小學校の教員と同じく恩給を受くることになつた、恩給は全部の者がうけるものだが、從來保姆の免許状をもつてゐる者には功成り名遂げて去らんとしても僅かの年數で其の恩典に浴さぬ者が多い。何十年の間を心身を捧げて働いた人であるし、其人々に限つて多くは子を亡くしたり、夫を亡くしたとかの境遇の者が多く、

眞に自分の子供に對するが如き態度でやつたもので、かゝる者にこそ恩給を興へて貰ひたいと思ふ。それが出来なければ一時恩給でも興へる様にしたいたいと思つて提出したものである。次に保母の年功加俸につきては今に何もきまつてゐないが、公立學校職員と同額の加俸を興へる様今日茲で決議していただきたい。處理としては各保母の年齢其他は各會で手數をとり全國聯合保育會に於て盡力することにした。

四四二番(萩行密岩氏) 極めてよいことだが公立の方のみであつて、私立の方には關係がないのか。

四番(多田房之輔氏) 私も四十年來私立をやつてゐるのだが、只今の様なことは少し遠慮して貰ひたい。獨り幼稚園のみならず、小學校でも中學校でも私立では恩給は興へられてゐない。私立であつても成蹊など公立以上にいつてゐる所

もある。之は私立の名にもかゝはると思ふので少し遠慮したらと思ふ。

二九九番(西川修氏) 何人も異議なきものと信ずる。それにつきて希望として之に附け加へたい。私立に對する恩給は今日、制定の當初に於て之を定めることは中學校高等學校に先鞭をつけることであつて何も不都合はない。年功加俸はいきにくからうが、恩給は自分らが出した金を退職の時貰ふのだから、私立の者もその通りやれば何も遠慮はいらぬわけである。幸に私の希望を容れて下さるならば、大なる貢獻あるものと思ふ。

四二四番(杉山政治氏) 私も恩給令については公私差別なき様盡力下さる事を願ひます。數から比較しても私立のものは大多數で、國家への功には違ひはない。恩給法がなくなれば、よい保母を得るにもよく、實績も自然上つてくること

と思ふ。公立から私立へ移る時に権利が消滅することもなく私立から公立へ行く時に私立にゐた間を除く必要もない。公私の別のなき様に願ひたい。

四六八番(中村桂堂氏) 無條件に承諾する。讀書省略、即決にしたい。

三六八番(足立由三郎氏) 私も私立組だが、私立も公立も、其功に於ては皆同じだ。此際、全部にやることにしてほしい。

三七七番(石田馥氏) 私も私立である。成程公私の別はないが、今日之を議したとて何にもなるまい。故に我々は此聲を大にする爲に、原案賛成を望む

二三四番(矢野静二郎氏) 私は満腔の賛意を捧げます。先づ恩給については、資格向上の爲失脚する方もあるが其點は特別の道も開かれてゐるにも拘らず、恩給法にのみこれがないのは誠に

遺憾である。此意味に於て賛成です。年功加俸については非常な疑ももつてゐるが、教育保育も同じことだとすれば之も勿論與ふべきである。尙特に考ふべきは、俸給が専科正教員としてであるから恩給法になるとその間に遺憾な點があると思ふ。小學校教師と同じくしたいと思ふ。

三四五番(志賀清光氏) 私は私立の一人であるが此問題は公立として可決すれば、又我々私立の經營者は之以上のことをやらねばならぬと考へてゐる。公立で成立させてくれることは結局私立の爲にも一段の進運を來すわけである。無條件即決を望む。

三六八番(足立由三郎氏) 既に之は十數年來の問題でこま／＼いふことはいらぬが、只年功加俸の額について、公立學校の方は九年十月二十八日制定の新令によるもので額が多いが、市町村立小學校のものは明治三三年三月三十一日制定

のもので支給されてゐるので少額である。だから大正九年の新令による支給をする様どこ迄も御盡力を願ひたい。

番外 小川圓次郎氏) 年功加俸の額について色々お話がありますが、保母が専科正教員と同一待遇だといふのは誠に遺憾である。此問題はどこから出ることと思ふが、幼稚園教育は一家の工事に比べると低層、地下工事であつてそれから推せば、中等学校以上の額にするが至當かも知れぬ。

議長 採決します。二九九番の意見は希望であつたか修正意見であつたか明かにしておきたい。

二九九番(西川修氏) 改めて修正意見とします。

(採決の結果、私立にも及ぼしたいとの意見は少數にて否決。二讀會三讀會終りて直に議長の指名にて二九九番、希望を述べる)

西川修氏 幼稚園制定に當り今回、帝國教育會外

五團體が本會をお開き下さつたことを感謝します。殊に昨日三人の方が其功勞を表彰されたことは本會として、斯の道の爲として非常に嬉しいことで、一同に感謝する所であります。此に於て、一將功成つて萬官枯るといふではないが幼稚園教育の起つた始めのときけば、随分苦しみつゝ開拓してくれた先輩がある。始め幼稚園はキシシタンの行だといはれてゐたときいてゐる。大阪の偉人豊田文三郎氏などが、幼稚園を一般に宣傳せんが爲に京都の博覽會に幼稚園を出して人々に示したといふこともきいた。幼表面の令制定された今日、當初のことを考へると隨分吾々の先輩は悲惨な境遇を通つてゐると思ふ。當年の人々にして今は既に物故せる人もあらうし、又職を退いてゐる方もあらうと思ふ。かゝる人々を吾々が調査して功勞を謝し又墓前に此園令制定を報告するが當然ではないかと思ふ相

當調査委員を設けて表彰されたい。

次に我々の仕事は天職から申し、道の爲から申し、教育と何等やることはちがはない。だから諸君がいてくれるならば、幼稚園保母も奏任待遇になり得る様にしてほしい。

議長 只今のお話は至極御尤もと思ひますが之はいくらかの賛成者を得て、動議として出して下されば本會より會場にはかり得るが今日のでは單なる希望と見るより外に仕方がありません。

多田氏祝電の披露あり。晝食。

小西信人先生の祝歌

幼な子と思ひかけきや五十年の

人のさかりを今日祝ふとは

幼な子の守せし昔忘れられ

今日の祝に來よとのうれしさ

(午後一時開會)

研究發表「幼兒人物畫の發達」神戸市幼稚園 松

永とき子君(別項)「大阪市に於ける幼稚園の沿革」  
江戸堀幼稚園長 膳まき子君(別項)及び講演 幼稚園令の實際的問題」東京女高師教授倉橋惣三君(別項)あり。十分間休憩の後、野口氏議長として議事に入る。

## 聲明書協議

調査委員長(村田次郎氏)報告

十五名の者が今朝七時半から集合して慎重審議をとげました。我々が幼兒教育に關する主張、又如何に社會が之を今日要望してゐるかを書き重ねて、幼稚園令の制定された今日、吾々は益々内容改善に努むると共に一面社會の人々にも其意志を徹底せしめ相俟つて吾々の宣言にしようとした。

朗讀(別項)

六三五番(足立唯一郎氏)即決可決を望む。



(採決の結果異議なく可決)

## 緊急動議

一 保母の功勞者に奏任待遇並に叙勳の恩典(小學校教員同様の待遇)に接せしむる途を講ずること

二 本會に於て幼稚園關係の功勞者を表彰せんが爲調査すること

へん

提出者 西川 修

(説明略す)賛成者 山崎ときの外八名

六三五番(足立唯一郎氏) 其儘御採用になつてよからうと思ひます。

三六八番 足立由三郎氏) 既に明治二十五年に叙

勳になつたことがあると思ふが、

西川修氏 叙勳のあつたことは仄かにきいてゐたが未だ一般にはきかぬことである。その先生は小學校の先生であつて小學校の施行規則によつてなつたではないか、今日迄のと將來のとは大分趣も違つて來るので、將來の者について小學校教師と同じ待遇をしたいのである。

又私は私立の者にも恩給を及したいとの意見を出したが午前會で少數で敗れた。私は現に公立にゐるのでその恩典はうけてゐるが私立の者には何にもない。それを考へると何とか恩惠をうけさす方法を講せねばならぬと思ふ。叙勳や恩給を一般にするといふのはその考からである。今日の法律の趣旨より見ても、私立を獎勵する民衆の心がわかる。現に私立にゐる人、又、今後私立の物に盡力せんとする人の爲に優遇の道を講ずるは極めて至當だと思ふ。

(異議なく成立、可決)

### 緊急動議

施行規則第十六條中但書「月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ保姆ハ專科正教員ニ準ス」ヲ「月俸額ニ付テハ園長保姆共ニ本科正教員ニ準ズ」ト改正セラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件

提出者 黒崎辨之助

賛成者 望月クニ

坪内さく

折井彌留枝

田村好

岩内誠一

中村桂堂

千葉ひで  
林 叔子  
天門成章

説明(黒崎辨之助氏) 幼稚園令改正で内容形式共に進歩したのは誠に慶賀すべきである。待遇も

よくなり、保姆の資格も高まりその修養を望ま

れてゐるのも誠に時代の必要である。しかし、

俸給は専科なみといふのは遺憾とする所である

又、現在、百三十圓以上を支給してゐて今後、

どうするかについて困つてゐる所もある。之は

理論ではなく目前の事實である。可決されたし

(異議なく成立、可決)

### 緊急動議

保姆ノ産前産後ニ於ケル休養期間ヲ置カレンコトヲ其筋ニ建議スルコト

提出者 西川 修  
賛成者 黒崎辨之助  
山崎ときの  
望月くに  
笹山とし  
鹽見たきえ  
西 茂太郎

## 第五號議案

幼稚園令保育項目中ニ示サレタ  
ル觀察ニ關スル保育方法ニツキ  
適當ナル方案如何

### 提案ノ理由

説明(西川修氏) 小學校の女教員さんが妊娠いた  
します。赤ん坊が生れて大變喜ばしいことであ  
る。其爲に小學校の女教師には産前産後の休養  
が許されてゐる。幼稚園の本體は女であつて赤  
ん坊の生産率はあへて小學校の女の先生に下り  
はせぬ。所があちらには休養が認められ、こち  
らにないことは不都合である。之にも與へられ  
る様建議しようといふのである。

(異議なく成立、可決)

幼兒保育上ニ於ケル觀察ハ自然界及人事界ニ對  
シテ幼兒ノ起ス興味ノ要求ヲ満足セシメ且ツ經  
驗ヲ正確ニシ發達セシメサルヘカラス是等ノコ  
トタル保育上極メテ重要ナルモノナリ從テ從來  
モ之ガ研究ヲ怠ラサリシト雖モ新幼稚園令ニテ  
特ニ一項目トシテ指示セラレタル今日ニ於テ此  
際最モ適當ナル方案ヲ得ルコトノ必要ヲ感シ特  
ニ本案ヲ提出スル所以ナリ。

一、觀察ノ材料ハ幼兒ノ環境ヨリ採ルベキハ言フ  
マデモナキコトナガラ今其範圍ヲ舉グレバ左ノ

如シ

甲、自然界

1. 天然現象
2. 動物
3. 植物
4. 礦物
5. 地相

乙、人事界

- イ、商店遊び、工作遊び、交通遊び、年中行事等。
- ロ、建築物、器具、玩具等、
- ハ、親子、兄弟、師弟、朋友、一般人等

二、觀察ニ關シテ保育上必要ナル設備ノ大要左ノ如シ。

- 一、植物栽培、二、動物飼育、三、花壇、池、築山等、四、標本模型、繪畫等。

三、觀察ハ特ニ時間ヲ設クルノ必要ナク他ノ保育項目ニ關聯シテ行ハルベキモノナレバ次ノ各項に注意スベシ

イ、幼兒ノ發動的感覺ヲ尊重スベシ  
ロ、實物ヲ觀察セシムベシ

ハ、觀察ノ資料ハ成ルベク幼兒ノ經驗界ヨリ採

ルベシ

ニ、幼兒ノ興味ヲ惹キ起スモノヲ擇ブベシ

ホ、幼兒ノ理解力ニ適スルモノタルベシ

ヘ、幼兒ノ興味以上ニ餘リニ細微ニ涉ラザルヤ

ウニスベシ

ト、自然物愛護ノ念ヲ喚起セシムベシ

チ、成ルベク幼兒ノ生活ニ觸レ得ルモノヲトル

ヘシ

リ、季節ニヨル特殊材料ニ注意スベシ

東京市保育會

説明(小田島省三氏) 主任が危篤の病人がある爲

私が代つて説明します。新に今度觀察の一項が加はつたのだが、之は從來必要でなかつたのではない。單に項目になかつたといふのみで勿論必要ではあつたので、各地でも之はやつてゐたのだが、今度新しく加はつたのは、もつと重要

さを増したものと思はれる。此觀察は内面的で餘程大切なもので、從來は他の項目のかけにかけられて實際行はれてゐたのだが、此際、從來の研究を集めて將來に備へることは徒勞ではあるまいと思ふ。

時間の經濟上、提題と同時に案をも添へておけとの主催者の注意があつたので狭い範圍で淺い經驗の吾々が作つたものだから勿論不完全なものだが何かの資料にもと思つて少し變態ではあるが案をも添へてあるから諸君の御訂正を待つて完全なものにしたいと思ふ。

五八五番(下部たみ氏) 材料を自然界、人事界と大別した中人事界の分け方に關する意見をききたし。

小田島氏 イ、活動に關するもの、ロ、製作物、ハ、相互の關係に關するものといふ風に分けたものです。

卜部氏、そんなことはわかつてゐるが、文字語句が變だと思つたのです。二は從來あるものに加へるといふ意味か、又今度の新令によつて作るといふのですか。

小田島氏 こんなことをすれば觀察が出来るといふ意味です。

卜部氏 三で、方法上の骨子なるものがあるならうと思ひますがそれを聞かしていただきたい。

小田島氏 他の項目に關聯してといふのである。

卜部氏 豫定して觀察させるはいかないといふのか。

小田島氏 豫定しても豫定しなくてもかまはない。

卜部氏 ハとチとは違つた性質のものですか。

小田島氏 ハは子供の經驗界から探るといふのでチと似てゐるが、日常やつてゐることからとるといふので全然同じではない。

三六八番(足立由三郎氏)・重大な問題だと思ふが之を短時日の間に東京市保育會がまとめて資料を與へて下さつたことを感謝する。こんなことは文字語句の詮索をしてゐても仕方のないことで、之は各地で御研究してゐるであらうから、それをお互に提供し合つて決議といふことにせず、然るべく議長の方でおとりまはして下さつて、幼児教育その他の機關に發表する様にしていただきたい。

議長 三六八番の意見に賛成ならば、議長において何らかの方法で全國に報告する方法をとりたいと思ふ。今日は決議することなく各地から續々材料を御提出願つて全國關係者に配付する様な方法をとりませう。

(大多數にて議長一任に決す)

(本會議は之で終り、私立幼稚園關係者のみ集つて新令制定に伴ふ私立幼稚園の態度につき協議を

した。新令の不當を鳴らしたり、文部當局の不誠意を叫んだり、一時はかなりの緊張を見せたが何らまとまつた實行方案も出でず、結局今一度文部當局の意見をきくことにきまり解散。)

一同晚餐會場に赴く

### 第三日

午前九時三十五分開會、昨日私立幼稚園關係者の申合せにより、文部省より、清水福市氏出席の如き懇切なる説明をなす。

#### 清水氏説明要項

新令による保姆の資格のことだけについて説明します。之は條文を見ればわかる事だし、又「幼児教育」の別刷で説明しておいたので、それを見ればわかることだが、簡單に反覆します。

幼稚園教育の必要を感じると同時に、保姆の資

格向上についても考慮を須ひ、當局も考へると共に實際家の意見もきかうと思ひ、帝國教育會で集めた時の會合にも臨んだことだが、其席上でも向上の希望があつた。

新令によれば従來よりは資格を高めることになつてゐる。今の保母の中には高師卒業者もゐるがまづ大體は尋常小學校准教員程度と見なければならぬ。始めは全部小學校本科正教員の資格にするつもりで、尋正も入れず、師範卒業生のみにする待遇をうけてゐるので、従來保母が判任待遇をうけてゐたのが、今度うけられぬことになつては氣の毒なので尋正の資格としたのである。

そこで、保母になる爲には三つの方法がある。

- 一 檢定によらずして直に保母たり得る者。
- 二 無試験檢定により資格を得る者。
- 三 試験檢定による者。

一は五月十二日新令が施行される時現に保母の職にある者で、尋正、小正の資格ある者には、知事は檢定によらず、行政處分として直に五月十二日附で免許狀をやつてよいことになつてゐる。昨年十一月、保母が二九〇〇人居たが、其中、七一人が、檢定なくして救はれることになつたのである。まだ、授與されてゐない者は手續が後れてゐるので、其中來るだらう。恩給其他の關係があるので之は必らず五月十二日附免許狀が來ることになつてゐる。

二の無試験檢定による者は、施行規則第十條に五項だけ上げてある。それによると、

イ 小本正尋正の資格ある者は、無試験檢定をうけ得るので、之は師範出でも檢定でも何でもよい。資格さへあればよい。

ロ 高女卒業者又は之と同等以上の者（専檢合格者、認定學校卒業者）に對しては、學校出

の恩典として、一ケ年以上幼稚園に於て経験ある者は無試験検定を受け得るとした。一ケ年の経験は公私何れの幼稚園でもよいが、見習や、子守や、雇としてではなく、代用保姆といふ職員としての経験でなければいかぬ。

ハ 他の學校に入つて幼児保育に適する教育をうけたもの、之は高等女學校の高等科や、補習科、共立専門學校、渡邊専門學校等、専門學校、令による學校で、そこで一ケ年以上修養すればよいのである。

ニ 次に學校卒業者でない者。從來資格を得てゐる者は三年以上の経験ある者には無試験で資格をやることにした。之は、准教員で無試験で保姆をやつてゐたものは判任待遇はうけないで免許状を知事からもらつてゐる者で、二九〇〇人の中、六九六人ゐるので、之をどうするかと考へた。そして三年以上やつたも

のならばよからうとしたのである。保姆の仕事だけでは不十分で、背景として一般修養を要するか、経験を重んじて三年の経験さへあればやることにした。此三年とは今後三年といふのではなく、昔三年やつてゐたのでも、ぼつりぼつりやつたのをかき集めてゞも三年の経験があればよいので終生の間に三年やればよいわけである。此際といふではない。

之で大半有資格になるがまだ、

ホ 地方長官が適當と認めたと者といふのがある  
イからニに至る各項に洩れたもので大概之にはいつてゐる。併し、府縣によつてまち／＼では困るから大體は定めて通牒してある。幼稚園令が新しく出來て免許状を得なければならなくなつた爲に幼稚園にゆきたいと思つてもいけないといふ者があるかもしれぬと思つて、



1. 専科正教員も、三年以上幼稚園で幼児教育の経験さへあればよい。(現在保姆在職中のもの)

2. 従来は准教員も保姆になれた故、此者を救ふ爲に、免許状を得てから五年以上幼稚園にて幼児教育の経験あり、今現に其職にある者も無試験。但し、小學校教育を多年やつてゐる者は、全體を二年とみて二ヶ年間さしひくことになつてゐる。之も公私立の何れをとほぬ。

3. 何でもない人、高等小學卒業以上の知識ある者で、所謂給仕上りと呼ばれる種類の経験一方の人である。之も現在其職にあつて、五年以上の経験ある者ならば知事は適常と認めて無試験で資格を與へることにした。

尙、従来、准教員のための資格で保姆をひきつゞ

き五月十一日迄三年以上奉職してゐた者には、五月三十一日迄に年限したものに限り無試験で資格を與へるといふ特例を聞いておいた。此者が二人あるのだが、地方長官の通知洩か、或は諸君の法規を注意せぬ爲か、此恩典は徹底しない向がある様だ。

新令で出来るだけ救済し、資格を向上し、しかも、現在の者を苦しめぬ様にと苦心努力した點は先づ以上であります。

四二四番(杉山政治氏) 私立幼稚園にて園長の規定がないが、當局の之に對するお考をさかしていたゞきたい。

清水氏 園長は、待遇や恩給の關係があるので、小本正、又は保姆免許状を有するもの及び、高等女學校長などで園長になる人も随分あるので、教員免許状を有する者としたのである。所が、私立になると一々きめることは出来ない。

設立者自身なり、他から雇つてするなり、知事の認可を受けた者ならよいとしてある。今後ものに對しては何も制限はせぬつもりである。

## 二一〇番(赤澤元道氏)

1. 従前、其幼稚園を限つて知事から特定の認可をうけて保母になつてゐる人は如何なるか。

2. 指定なき高等女學校を出て、二年乃至三年保育に關する教育をうけて五年以上繼續して保母をやつてゐる者があるが、勿論學力は高等小學卒業以上だと思ふが、この實力ある人はどう扱ふか。

3. 保母養成所を出た人で他府縣では資格が共通に通用せぬことがあると地方廳で困るか、文部省で何とか出來ぬものか。

清水氏

1. そんな保母はない筈で、府縣の解釋がまち

がつたことと思ふ。直接知事に、資格のことなど話してやるより外あるまい。

2. 公立私立を問はず、職員として繼續五ヶ年以上奉職し、現職にゐる人であればいゝわけである。

3. 養成所は全國に八ヶ所あつて、奈良とお茶の水と他に六ヶ所あるが、その中、帝國教育會の資格に缺ける所があるのみで、他はすべて十分の資格がある。

議長 尙ほ法規の解釋に關して質問がお有りでしたら、東京女子高等師範學校附屬幼稚園内、日本幼稚園協會宛におきゝになれば「幼児の教育」誌上で清水福市氏が懇切にお答へすることになつてゐるそうですから、こゝでは、この問題は之で打切ること致し度いと思ひます。

## 聯合保育會のこと

# 全國聯合保育會規約

代議員 各保育團體ヨリ一名宛但シ二十名以

上ノ保育實務者ヲ有スル團體ニアリ

テハ二十名ヲ超エル毎ニ一名ヲ増加

ス

第一條 本會ハ全國聯合保育會ト稱ス

書記 若干名

第二條 本會ハ全國各地ニ於ケル保育會其他之ニ

第六條 理事ハ代議員會ニ於テ之ヲ推薦シ其任期

類スル團體ノ聯合ヲ以テ組織ス

ヲ一ケ年トス

但シ當分ノ内保育會ノ設ナキ地ニアリテ

理事ハ本會ノ事務ヲ處理シ常任理事ハ理事會

ハ幼稚園ヲ以テ聯合ノ單位トス

ノ推薦ニヨリ常務ニ從事ス

第三條 本會ハ各團體相互ノ聯絡統一ヲ圖リ幼兒

代議員ハ各保育會ヨリ之ヲ選出シ其任期ヲ二

教育ノ進展ヲ期スルヲ以テ目的トス

ケ年トシ本會ノ重要ナル事項ヲ審議ス

第四條 本會ノ事業要項左ノ如シ

書記ハ理事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

一、保育事業ノ助長進展ニ關スル事項

第七條 本會ノ會合左ノ如シ

一、第三條ノ目的ヲ達スルニ必要ナリト認ム

ル事項

一、總集會凡ソ毎年一回

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

ク

理事 若干名ヲ置キ内一名ヲ常任理事トス

第八條 本會ノ事務所ヲ東京市麴町區番町小學校

## 内ニ置ク

第九條 本會ノ費用ハ各保育會ノ負擔トシ但シ其額ハ保育實務者一人年額金貳拾錢ノ割合トシ猶寄附金ヲ以テ本會ノ經費ニ充ツル事ヲ得ルモノトス

## 附則

本規約ハ代議員會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

## 山榭儀重氏

私は全國連合保育會の理事として、經過を報告し、併せて諸君の御承認をお願いしたい。大正五年か六年の頃、幼稚園に關係あるものが提携しようとして、全國幼稚園關係者大會を開き第二回を八年に大阪に開き、次に十年大分に開き、漸次此會は全國的になりつゝあつた。其時、名古屋の方から、全國的に聯盟してはとの提議があつたが、

することは見合はして、大會に關する規約を作らうといふことになり、三年に一回、各所で開かうといふことをきめた。第四回を岡山で開いた時全國聯合保育會を組織しようとして、東京市の保育會が提議し、それが通過して、京、阪神の三市聯合教育會と東京保育會とでまとめることにして作つた草案がお手元に配つてある者である。

昨年五六月頃、文部省から色々きき合せたいといふことで、全國の代表者が五六十名集つた時相談して之を定めたのであります。之によると役員は代議員が理事を選擧するといふことになつてゐるが、其時集つた代表者諸君を代議員と認めて會則を作り、左記理事を設けたので、經過は不備な點もあるが、精神を諒解して之を承認されたい。尙ほ現在の理事は、野口援太郎(常任)山榭儀重、倉橋惣三、苦瓜惠三郎、田中三郎、小川圓次郎、堀七藏、清水福市、多田房之輔、横島常三郎君で

ありますが、この中苦瓜惠三郎君と横島常三郎君とは轉任いたしましたので、理事の補員をしなければならぬのであります。

次にこの會は、幼児教育に關するすべての團體の提携したもので、公立私立の別はないのだからお互に兩方が發達する様に協力してゆきたい。保育所も託兒所も何にも入つて双方協力して互に提携してゆき幼児教育全般に亘つて進展を計りたい。

各府縣市の保育會が聯合して組織するのであるが、保育會のない地方は幼稚園を單位にしてもいゝから入會下さる様に、又保育會のない地方も成るべく保育會を作る様にしていただけ、残らず加盟する様にしたいと思ひます。

全國幼稚園關係者大會との關係上次は名古屋で開くことになつてゐますが、之も、本會が成立すれば其一事業としてやつてもよいと思つてゐます。

又今度の此會の如きも本會が成立すれば當然本會主催でやるべきだと思ひます。

尙會則については五條の代議員の處、八條も帝國教育會としたがよいことや、九條會費の點など随分不備な點もあるが、次の會迄に考へおきを願ふことにして、本日は之が經過を報告して御承認を得るに止めます。

### 緊急動議

幼稚園令施行規則第十條第二項第四項及第五項ヲ適當ナル託兒所ニ於テ  
幼児ヲ育ニ從事セルモノニモ適用セ  
ラル必要アリト認ム

### 右決議ス

提案者

徳永 恕

右賛成者 朝尾清記

倉橋惣三  
田中三郎  
膳まき子

提案者徳永氏の説明あり、直に可決

### 緊急動議

託兒所ニ關スル法令ヲ速ニ制定スル

必要アリト認ム

右決議ス

提案者

右賛成者

朝尾清記  
膳まき子  
望月くに  
山口信太郎  
寺田ふじの  
逢坂忍

提案者、朝尾氏、託兒所に關する何等の規定なき故如何なる人が如何なる設備のものを作ることも自由で、將來の爲に憂ふべき點を述べ本會の賛成を得て之を背景に我々は此運動に努力したしとの説明あり。大多數にて可決。

### 緊急動議

保育園の名義を廢し

幼稚園組織に變更の件

提出者 室谷祐善

理由

幼稚園令に依り三歳未満の幼兒も入園する事を得たる今日に於ては全く保育園と幼稚園とは其處に何等の差違を見ず、然るに名實共に同じ性質ものが夫々取扱を異にするは甚だ不當なりと信ず依

て本案を提出するものなり。

幼稚園令によつて認可をうけるがよからうとの意見多數にて撤回。次に研究發表「都市幼兒の情操教育に就て、大阪市御津幼稚園長 田村好子君あり(別項)終つて閉會の辭に移る。

## 閉會の辭

議長文學博士 澤柳政太郎君

簡單に閉會の御挨拶を申し述べます。

幼稚園令發布紀念の全國幼稚園大會も茲に無事終りを告げることになり、豫定せられた議事は慎重に審議決了することが出来、尙又加ふるに、極めて重要なる緊急動議も決了することが出来ました。之ら審議、決議は將來の幼稚園の發達の上に非常なる意義あること、信じます。加ふるに、六百數十の人々が一堂に會して意志を通じ合つた間に得た副産物は之れにもまして大きなものがあつ

たらうと思ふ。幼稚園令の發布は我保育史上重大なる劃時代的のもので、此を機に開かれた本會の空氣がその發達を促進することは誠に御同慶に存じます。

開會の時、國際會議の席上、幼稚園教育が一部門として議せられたことを話しましたが、一寸いひ洩らしたからこゝで申上げておきます。日本に長らくゐた、ミス・クツク女史が日本を代表して大いに我國幼稚園の發達について氣を吐かれたことです。明年七月下旬から八月月上旬にかけて、カナダのトロントに大會を開くことになつてゐるが、此度は、幼稚園令の出た後のこととして大會の時、日本の話をすることが最も望ましいことである。今回お集りの方は總數六百四十九名といふ大數で、出席者の數からいつても稀に見る盛會であつたことを嬉しく思ひます。

尙、元小學校教員をしてゐられた實業家、樋口